

第2章

地域共生社会の実現に向けて

第2章では、地域共生社会の概要や、実現に向けた様々な動きについて説明しています。

内容

- 1 地域共生社会について
- 2 地域共生社会の実現に向けた動き

地域共生社会の実現に向けて

1 地域共生社会について

(1) 地域共生社会が求められる背景

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

私たちの暮らしには、家庭や地域、職場など生活の様々な場面において、声掛けや助け合いなどを通じて、お互いに支え合う関係性があります。しかし、近年、高齢化や人口減少に伴い、こうした「つながり」の希薄化が進み、支え合いの基盤が弱まっています。人と人との「つながり」が少しずつ揺らぐ中、これらを再構築していくことを通じて、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、時に支え合いながら、暮らしの中で様々な困難に直面しても孤立せず、その人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。

また、地域活動の担い手や働き手の減少により、耕作放棄地や空き家の増加、地域活動や商店街の衰退など、地域での様々な課題が深刻化しています。これまで当たり前であった地域社会の存続そのものが危ぶまれる中、これらの課題を乗り越えるためには、福祉の枠組みにとどまらず、文化や地域活動、経済、産業といった領域を超えて「つながり」、地域全体を支えていく視点が、これまで以上に重要となっています。

一方で、私たちの暮らしの中で生じる、病気や子育て、失業などの課題に対しては、公的な支援の充実を図ってきました。これまでの公的な支援では、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別や、介護・医療・保育といったサービスの種類といった機能別に整備されてきました。しかし近年、私たちの暮らしの多様化により、課題は複雑化・複合化しています。このように世帯単位で複数の課題を抱える多機関にわたるニーズや、既存の制度の狭間に落ちてしまうケースへの対応が困難となっていることから、これまでの縦割り型の仕組みを改めて見直し、多機関が包括的に「つながり」支える仕組みの構築が不可欠となっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、私たちには今、改めて「つながり」の大切さを認識し、こうした関係性を再構築しながら、「地域共生社会」を目指すことが必要になっています。



※出所：厚生労働省「地域共生社会とは」より引用

(2) 地域共生社会を支える仕組み：包括的な支援体制

包括的な支援体制とは、地域共生社会の実現のため、地域住民等により地域福祉の推進に向けた取組みや活動が活発に行われるとともに、支援関係機関等とつながり、多機関による地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制のことです。

このような体制の整備は、社会福祉法に基づき、市町村の努力義務となっています。

近年、介護や子育て、経済的な困窮、健康課題など、暮らしの中で複数の困り事が絡み合った「複合的な課題」を抱える方や世帯が増加しています。こうした方や世帯では、本人がどこに相談すべきか分からなかったり、自ら助けを求めることが困難な状況にあたりすることで、問題が深刻化し、危機的な状況に陥るまで表面化しないケースも少なくありません。例えば、ひきこもり状態にある50代の子どもと80代の親が孤立する「8050問題」や、子育てと介護の同時負担が生じることで生活が破綻する「ダブルケア」など、既存の高齢者・障がい者・子どもといった対象者別の支援をそれぞれで行っているだけでは、世帯全体の課題を解決できない事例が顕在化しています。

このような制度の「はざま」にある課題や複合的なニーズに対応するためには、日々の地域活動を促進し、地域の中でのつながりを取り戻すような働きかけを行うとともに、特定の機関が個別に支援を行うのではなく、多機関が円滑に連携し支援する仕組みの構築といった分野の枠を超えた「包括的な支援体制」の構築が不可欠です。

そのため、2018年の社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務として規定されました。

(3) 包括的な支援体制の整備に向けた取組：重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の相談支援等の取組みを活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた支援関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業であり、包括的な支援体制を整備するための方法の一つとして定められたものです。

重層的支援体制整備事業は、市町村が包括的な支援体制の整備を行うための方法の一つ（任意事業）として、2021年の社会福祉法改正により創設されました。また2024年の社会福祉法改正では、地域住民の安定した居住の確保に向けた支援に努めることも求められています。この事業では、以下の①～⑤の事業に一体的に取り組むことを通じて、体制の整備を進めます。

①包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する

②多機関協働事業

複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける

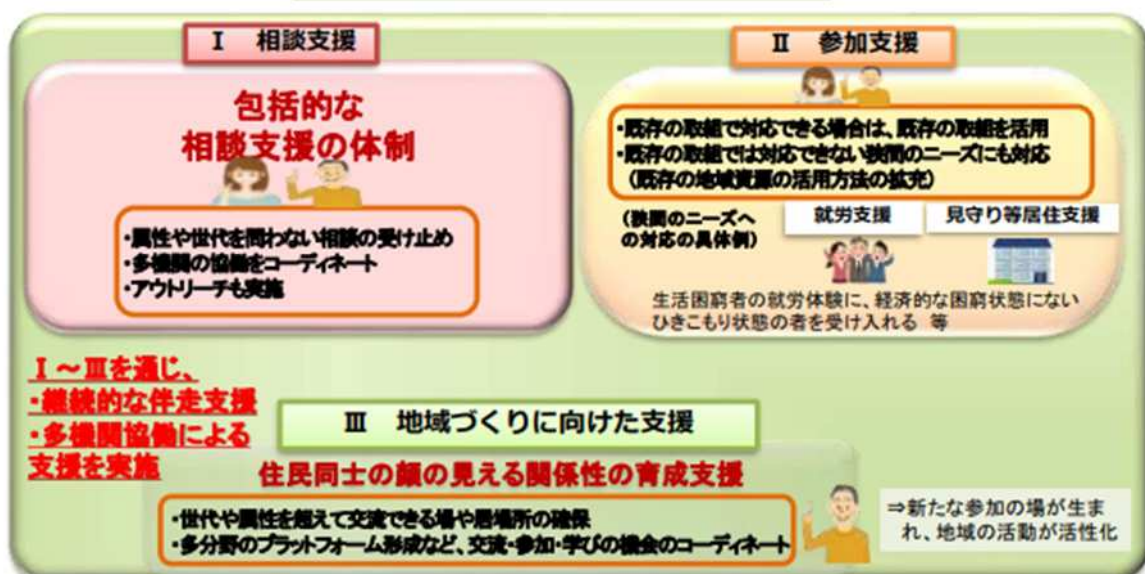
④参加支援事業

社会とのつながりを作るための支援を行う

⑤地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりのコーディネートを行う

重層的支援体制整備事業の全体像

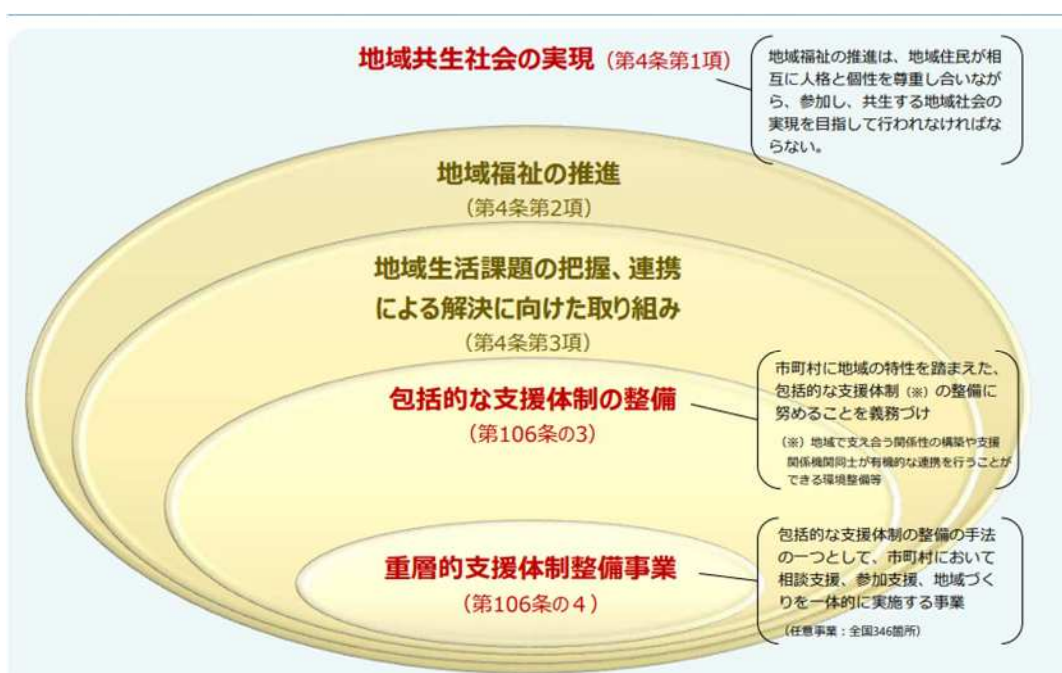


※出所：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より引用

「地域共生社会」と「包括的な支援体制」と「重層事業」の関係は？

これらの言葉は、すべて「地域で支え合える仕組みづくり」につながっています。地域共生社会は、誰もが安心して暮らせる地域を目指す考え方で、その実現に向けて市町村が整備を進める仕組みが包括的な支援体制です。

さらに、この体制を具体的に整備するための取組の一つが重層的支援体制整備事業であり、これらを通じて、福祉だけでなく医療や住まい、就労など、生活に関わるさまざまな分野が連携して支援する仕組みづくりを進めています。



※出所：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より引用

2 地域共生社会の実現に向けた動き

(1) 国の動き

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

- 2024年から開催された「地域共生社会の在り方検討会議」において、人口減少や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化を踏まえた議論が重ねられ、2025年5月に中間とりまとめが公表されました。
- 本とりまとめでは、福祉分野にとどまらず、まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等との連携や地域との協働を通じて、包括的な支援体制の整備を進めることが、2040年に向けた地域共生社会の深化に不可欠であると示されました。

<「中間とりまとめ」のポイント>

1. 地域共生社会の更なる展開
 - ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化
2. 身寄りのない高齢者等への対応
 - ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
 - ② 日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワークの構築
3. 成年後見制度の見直しへの対応
 - ① 判断能力が不十分な人の地域生活を支える事業を新設
 - ② 権利擁護支援推進センター（現在の中核機関。権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化
4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
 - ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
 - ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進
5. 社会福祉における災害への対応
 - ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
 - ② DWA T（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

孤独・孤立対策に関すること

- 2023年に成立した「孤独・孤立対策推進法」が2024年4月に施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態が人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、国・地方公共団体・関係機関が連携して支援を行う責務が定められています。
- 2024年6月、孤独・孤立対策推進法に基づき「孤独・孤立対策重点計画」が策定されました。この計画では、相談支援、官民連携、啓発活動、人材育成、実態調査などを柱として、孤独・孤立の予防と支援を総合的かつ計画的に進める方針が示されています。
- 地方公共団体に対しては、関係機関による「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務として課されており、地域における情報共有と支援体制の強化が求められています。
- 孤独・孤立の課題に対応するため、行政と民間団体が連携して情報共有や支援の強化を図る全国的な枠組みとして、2022年2月に内閣府が官民連携プラットフォームを設置しました。現在は、地域ごとの「地方版プラットフォーム」の構築も進められています。

<「孤独・孤立対策重点計画」のポイント>

基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う。
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援に関すること

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、2016年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画（2017年度～2021年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。
- 2022年3月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第二期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。
- 2025年2月、法務大臣は法制審議会に対し「成年後見制度の見直し」について諮問（諮問第126号）を行い、制度改正に向けた正式な審議が開始されました。この諮問は、高齢化の進展や障害者権利条約の審査結果を踏まえ、本人の尊厳や権利擁護をより重視する制度への転換を目的としています。

<「第二期成年後見制度利用促進基本計画」のポイント>

- ① 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
成年後見制度の見直しに向けた検討、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討
- ② 成年後見制度の運用の改善
家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人等の選任など
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
中核機関のコーディネート機能強化、市民後見人や法人後見の担い手育成や支援など

(2) 愛知県の動き

あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の策定

- 愛知県は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を策定しています（計画期間：2021年度～2026年度）。このビジョンでは、共に支え合う地域づくりや予防・早期対応の重視などを柱に、子育て支援、健康づくり、医療・介護体制の整備、障がい者支援などを総合的に進めています。

「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」の概要

(基本的な視点)

「地域共生社会」「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進める上で、共通して必要となる考え方を4つの視点として整理。

- 視点① 共に支え合う地域づくり
- 視点② 本人・世帯を主体とした包括的支援
- 視点③ 予防・早期対応の重視
- 視点④ 適切な役割分担と連携

(施策の方向性)

地域共生社会を実現するうえで共通して必要な取組について位置付けるとともに、各分野の施策の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進。

第1節 共に支え合う地域づくり

第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 子ども・子育て支援 | 2 健康寿命の延伸 |
| 3 医療・介護提供体制の確保 | 4 障害者支援 |

(3) 豊田市の動き

第5回地域共生社会推進全国サミット in とよたの開催

- 豊田市では2023年に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催し、市民・民間事業者・行政など多様な主体が、「つながり」を大切にする社会のあり方を改めて確認し合いました。
- そして、このサミットの成果として、地域共生社会の理念を共有し、今後の方向性を示すための指針として、豊田市が目指す地域共生社会の姿を「とよた宣言」として発信しました。

第9次豊田市総合計画（ミライ構想・ミライ実現戦略2030）の策定

- 2024年度に第9次豊田市総合計画を策定しました。第9次豊田市総合計画は、本市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画です。
- 第9次豊田市総合計画では、長期（2050年）を展望して設定する「ミライ構想」と今後5年間で特に注力する取組の方向性を示す「ミライ実現戦略2030」の2つの構成となっています。

➤ ミライ構想

「ミライ構想」は、2050年を展望し、普遍的なまちづくりの方向性を示すものです。将来像として「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を掲げ、多様な主体とのつながりや学び合いを通じた人づくりを重視しています。地域共生社会の深化や包括的な支援体制の整備など、他の福祉関連計画とも連動した施策展開を行います。

➤ ミライ実現戦略2030

「ともにこどものミライに夢と希望をつくる」と「ともにミライにつながるまちをつくる」の2つを取組方針とし、「人口減少社会におけるまちの担い手である『こども起点』でまちづくりを考えること」、「誰もが『つながり合う』まちづくりを進めること」、「人を支える『まちの基盤』をつくること」を5年間で特に注力する3つの視点として定めています。

こども・若者計画の策定

- 本市では、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的として、2025年度に「豊田市こども・若者計画」を策定しました。
- 本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、国の法律などに規定される様々な計画として位置付けています。計画では、「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」を基本理念とし、こどもも大人も、全ての人が笑顔で過ごすことができる、「みんなにやさしいまち」の実現を目指しています。

健康づくり豊田21計画の策定

- 本市では、すべての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせることを目指し、2023年度に「健康づくり豊田21計画（第四次）」を策定しました。
- 本計画では、これまで個別に策定し推進を図っていた「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体的に策定し、より効果的に市民の健康増進等の推進に関連する施策を展開します。「幅広い世代を対象とした健康教育・啓発の推進」「多様なつながりによる健康づくりの推進」を重点方針とし、市民・関係機関・事業所等と協働して取り組んでいます。また、市民一人ひとりが健康に関する取組を自ら進めていただけるよう、健康づくりの合言葉として「とよた健康プラス10」を設定し、市民の健康意識の向上を進めています。

(4) 全国社会福祉協議会の動き

社会福祉協議会基本要項 2025 の策定

- ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑化・複合化に応じ、社協活動・事業が広がっている現状と福祉以外の他分野との連携・協働の必要性の高まり、また地域福祉の施策化の潮流等を踏まえ全国社会福祉協議会では、31年ぶりに「社会福祉協議会基本要項」を改定しました。

【改定ポイント】

- 社会福祉協議会の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げました。
- 住民主体の理念を明記しました。

住民主体の理念：① 住民を中心に置くこと
② 住民のニーズに基づくこと
③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること

- 社会福祉協議会の組織を「社会福祉協議会の構成」、「社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載しました。

■ 社会福祉協議会の組織

① 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

② 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ・ 住民や地域の関係者による協議体組織
- ・ 地域福祉を創造する運動体組織
- ・ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ・ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ・ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 活動原則を6つに整理し、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を新設。また、連携・協働の原則では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性を明記しました。

- 社会福祉協議会の活動原則

- ① 住民ニーズの原則
- ② 住民活動基盤の原則
- ③ 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④ 民間性の原則
- ⑤ 連携・協働の原則
- ⑥ 専門性の原則

- 社会福祉協議会の機能を10項目に整理しました。

- 社会福祉協議会の機能

- ① 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ② 組織化、連絡調整
- ③ 福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 権利擁護
- ⑥ 調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦ 福祉教育の推進
- ⑧ 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨ 災害時等の支援
- ⑩ 地域福祉の財源確保および助成の実施

(5) 豊田市社会福祉協議会の動き

- 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（2020年度～2025年度）に基づき、下記の内容に取り組みました。

➤ 取組の背景

複雑化・多様化した地域生活課題に対応するためには、これまでの個別の分野ごとに整備された支援体制を見直し、地域住民や関係団体などが「我がごと」になって参画し、制度や分野を越えて人と資源がつながることが必要となります。

そのため、住民が様々な活動へ参加したり、地域生活課題に住民が主体的に参画し活躍するよう、ボランティア活動を促進するため、「ボランティアセンターの機能強化」に重点的に取り組みました。

また、第1次計画での高岡・猿投地区でのコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）の実績を踏まえ、身近な相談窓口で困りごとを受け止め、住民や地域、専門職、社協、行政が連携しながら課題を解決する体制を構築すべく上郷・高橋・松平地区にもCSWを配置し、全市的な相談体制の構築と、個別支援と地域づくりの一体的展開を実施しました。

更には、「8050問題」「社会的孤立の問題」「身寄り問題」など、複雑化・複合化した課題に対応すべく居場所づくりの支援や生活困窮者支援の充実、また、国の流れや本市の現状から先駆的に身寄りを頼ることができない人への支援などに取り組みました。

➤ 主な取組

- ・ ボランティアセンターの機能強化
- ・ 上郷コミュニティセンター及び高橋コミュニティセンターにCSWを配置
- ・ お助け隊、子ども食堂などCSWによる住民主体の多様な活躍・居場所づくりの支援
- ・ 高校生等就学応援金支給や生活応援事業など生活困窮者支援の充実
- ・ 身寄りを頼ることができない方の支援「結サポート～くらし安心事業～」など権利擁護支援の充実

(6) その他注視すべき社会情勢

担い手不足への対応

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されています。
- さらに、少子化に伴う人口減少社会の進展により、現役世代の縮小が避けられず、福祉分野に従事する人材の確保は一層困難になることが予想されます。
- 2022年厚生労働白書によると、2018年の医療・福祉就業者は826万人で全就業者の12%を占めています。2040年には、全就業者数の2割となる1,070万人の医療・福祉就業者が必要と見込まれるものの、実際に確保できるのは974万人とされており、96万人が不足する推計となっています。
- そのため、国では医師や看護師など専門職種での仕事移管や共有といったタスクシフト・タスクシェアであったり、介護助手やロボットの導入などが提起されています。地域においてもボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等「専門人材の確保・育成」について、より一体的に、段階を踏みながら進めていく必要があります。